

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第四百三十号)

基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第四百三十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省 告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、 1072、1079、 1083、 1086から1090まで、 1093から1095まで、 1098、 1099、 1101から1103まで及び 1107に掲げ る高度管理医療機器 1093から1095まで、 1098、 1099及び 1101から1103までに掲げる高 度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度 管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六年厚生労働省 告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、 1072、1079、 1083、 1086から1090まで、 1093から1095まで、 1098、 1099及び 1101から1103までに掲げる高 度管理医療機器